

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

## 奈良国民年金 事案 701

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年3月まで

私は、昭和40年10月に会社を退職し、すぐに国民年金に加入した。私の妻が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれていたが、保険料の納付に関しては、少しの期間でも納付しなかったなどということはない。未納期間があるのは納付できないので、調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦共に国民年金に対する納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間は6か月と短期間である。

さらに、申立人が所持している平成2年2月に再交付された年金手帳には、申立人の資格取得日が昭和40年11月1日と記載されており、申立期間に居住していたA市の国民年金被保険者名簿はすでに破棄されており確認することができないが、申立期間後に転居していたB市の国民年金被保険者名簿を確認すると、申立人の資格取得日が36年4月1日から40年11月1日に訂正されていることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録でも61年3月に同じ訂正がなされていることから、申立期間当時は40年10月も国民年金加入期間と認識されていた可能性が高く、保険料の納付は可能だったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 奈良国民年金 事案 702

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月から41年3月まで

私は、昭和40年9月に会社を退職し、すぐに国民年金に加入した。また、保険料の納付に関しては、きちんとしていたので、少しの期間でも納付しなかったなどということはない。未納期間があるのは納付できないので、調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦共に国民年金に対する納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間は7か月と短期間である。

さらに、昭和40年9月分の申立人の保険料については、申立人の夫は、厚生年金保険に加入していたため、本来であれば任意加入期間となり、41年11月1日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることからさかのぼって納付することはできない期間と考えられるが、A市が保管している国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳には強制加入期間と記載があるため、申立期間当時は強制加入期間と認識されていた可能性が高く、国民年金保険料を納付することは可能だったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和20年8月31日から21年6月15日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和21年6月15日から24年11月25日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から24年11月25日まで  
昭和17年にA社に入社し、18年の徴兵令により、会社から出征した。20年8月の終戦時には外地にいたが、その間を含め23年6月に帰還報告後24年11月に至るまで会社から給与の支払及び保険料控除があったので申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、県の発行する軍籍履歴書から、昭和19年11月6日に陸軍に召集され、21年5月27日に外地から復員し、同年6月15日に現役満期したことが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和17年12月21日に被保険者資格を取得し、20年8月31日に資格を喪失したこと、及び「旧健康保険法第62条該当」により、申立人の陸軍召集期間の厚生年金保険料については、申立人及び事業主共に全額を免除されていたことが確認できる。

また、同社に係る被保険者名簿から、申立人の被保険者資格喪失日と同日の昭和20年8月31日に全員が資格を喪失していること、同社は21年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、20年8月31日から21年10月1日までの期間に被保険者資格を取得している者はいない

ことが確認できる。

さらに、同社は、労働者名簿により、昭和 20 年 8 月において終戦に伴い一時閉鎖されたことが確認できることから、申立人を含む従業員全員の被保険者資格の喪失は、事業所閉鎖に基づくものであり、20 年 8 月 31 日から 21 年 10 月 1 日までの期間は、事業所としての実態は無かったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、申立人の陸軍召集期間である昭和 20 年 8 月 31 日から 21 年 6 月 15 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、A社は、前記のとおり、申立人の資格喪失日である昭和 20 年 8 月 31 日から同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 21 年 10 月 1 日までの期間については、事業所としての実態は無かったと考えられる上、同社は 22 年 1 月 1 日に、再度厚生年金保険の適用事業所となっているものの、21 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間については、適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、資格取得日は昭和 24 年 11 月 26 日と記載されており、A社に係る被保険者名簿における申立人の厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

加えて、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について、事業主及び同僚から具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間のうち、現役満期後の昭和 21 年 6 月 15 日から 24 年 11 月 25 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月21日から38年8月1日まで

私は、学生時代から家業である工場の仕事を手伝い、高校卒業後、正社員として就職し、途中で退職することなく定年まで勤務した。

しかし、自分の厚生年金保険の加入記録をみると、途中で5年間もの空白期間がある。退職も転職もしていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に就職した経緯及び同社が昭和35年12月26日に法人化したB社（現在は、C社）の事業主や同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間に同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、同僚からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせるような証言は無く、また、申立人がB社において、厚生年金保険の被保険者資格を再度取得した昭和38年8月1日には、同社の代表取締役である申立人の父及び同社の専務である母も被保険者資格を取得しており、この3人の健康保険整理番号は連番であることが確認できる。

さらに、申立期間において、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の名前及び被保険者原票は確認できない。

加えて、申立期間当時、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。